

第2章 人権教育・人権啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」（第2条）と規定されています。

また、人権教育は、人権が尊重される社会の実現をめざして、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」（第3条）にすることを旨としています。

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現をめざすためには、全ての県民が、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権を単に知識として学ぶだけでなく、人権感覚を育み、主体的な実践行動につなげることが大切です。そのために、学校、家庭、地域、職場など、あらゆる場を通じて人権教育・人権啓発を推進しています。

さらに、同条例を改正し、全ての差別行為を禁止し、差別行為を防止するため人権教育・人権啓発を推進していきます。

また、様々な人権問題について、生涯にわたって継続した学習ができるよう、個々の理解度・到達度に応じて、学校、家庭、地域、職場など、あらゆる場において主体的に参加できる学習の機会を充実するとともに、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を推進します。

I 人権教育

本県では、鳥取県人権尊重の社会づくり条例の趣旨に則り、地域の実情等を踏まえつつ、全ての県民が、学校教育と社会教育を通じて、自他の人権を大切にすることに対する正しい理解を深め、これを体得し、真に人権が尊重される社会が実現するよう人権教育を総合的・計画的に推進します。

1 学校教育

【現状と課題】

- 学校教育においては、児童生徒の発達段階を踏まえながら、各教科や教科外活動等の特質を踏まえつつ、それぞれのねらいを達成することをおして、育てたい資質・能力を拠り所とした一人ひとりを大切に人権教育の推進に取り組んでいるところです。
- 平成27（2015）年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことにより、より一層子どもたちが「権利」と「責任」を持つ主体として、人権が尊重される社会づくりの担い手としての意識を自覚するとともに、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを構築していく力を育むこと等が重要となっています。
- 令和2（2020）年に国内で新型コロナウイルス感染症が発生し拡大していく状況を踏まえ、学校においても感染者やその家族等への差別や偏見などを防止する取組を進めてきました。
- 社会情勢の急激な変化による人々の価値観や生活様式の多様化、人間関係の希薄化、厳しい家庭環

境や新型コロナウイルス感染症に伴う生活環境の変化などの要因が複雑に絡み合い、いじめや暴力行為などの問題行動、差別的言動やインターネット上における不適切な書き込みなどが出現するなど、子どもたちに人権尊重の理念についての正しい理解や、これを実践する態度が十分定着していない面がみられます。

- GIGAスクール構想（※）により、児童生徒向け1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの整備が進み、必要な情報を検索したり、情報を再利用したりできるなど、ICTの活用が個々の実態に応じて可能となる一方、情報セキュリティ上でのアカウントやパスワードの重要性、学校や家庭での使い方のルールなど、情報モラル教育についても適切に行なっていく必要があります。

※児童生徒向けの一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で実現させる構想のこと（GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略）

- 学校における人権教育については、学習が知的理解にとどまり、児童生徒に人権感覚が十分身につけていない面が見受けられます。また、近年顕在化した人権問題も含めた個別的な人権問題について、教職員の正しい知識と理解が必ずしも十分とは言えない状況にあることから、教職員の人権意識の高揚を図り、指導内容や方法を工夫していくことが必要です。
- 人権尊重の精神に立った学校づくりのためには、人権教育は学校の特定の教科等に限定されるものではないことを十分に認識し、教科等指導、生徒指導、学級経営など、教育活動全体を通じて推進することが必要です。
- 鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、人権問題を学校の授業で扱うことの効果は認められているものの、その後の社会生活の中で、偏見（差別行動を正当化する意識）を意識的あるいは無意識的に学習してしまう可能性も指摘されています。学校と社会の接続を意識した授業等を通じて、児童生徒が人権問題について主体的に学び続ける力を育てる必要があります。

【施策の基本的方向】

（1）教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校においては、児童生徒や学校の実態等に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自他の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるように、人権教育の推進体制を確立し、教育活動全体を通じて人権教育を組織的・計画的に推進します。

（2）指導内容・方法の工夫・改善

人権についての知識や人権感覚は、児童生徒が自ら主体的に学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通して身に付くものです。

このため、児童生徒一人ひとりが、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことができるよう、指導内容・指導方法の工夫改善に努めます。

また、人権教育を効果的に推進するため、児童生徒の自己評価や学校関係者等による外部評価の充実を図るなど、多角的な視点から人権教育の推進体制や実践内容などを評価し、常に見直していきます。

（3）教職員に対する研修等の充実

学校における人権教育を進めていく上では、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、一人ひとりの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につけるために、常に自己研鑽を積むことが求められます。

このため、人権尊重の理念や様々な人権問題についての知識・理解を深める研修や指導内容・指導方法などに関する研修の充実、人権教育に関する情報発信・普及などを通じて教職員の人権意識と指導力の向上に努めます。

2 社会教育

【現状と課題】

- 地域社会は、人と人との日常の交流を通して、善悪を判断し、お互いの人権を尊重する意識や相手を尊重する心を育む学習の場です。また、家庭は、家族間でのふれあいを通して、他者への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として、さらに、人格を形成する場として、重要な役割を担っています。
- 社会情勢の急激な変化による人々の価値観や生活様式の多様化、人間関係の希薄化、厳しい家庭環境や新型コロナウイルス感染症に伴う生活環境の変化などの要因が複雑に絡み合い、子どもや高齢者、配偶者や障がいのある人などに対する人権侵害やインターネット上における不適切な書き込みなどが出現するなど、様々な人権問題が依然として解決されていません。
- 鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、過去5年間に人権に関する講演会や研修会、地域の学習会等に参加したことがないと回答した人が51.8%でした。研修会等への参加の有無や参加回数は、人権への関心度が影響していると考えられるため、人権への関心を高めたり、参加のきっかけをつくったりすることが重要です。
- 社会教育においては、公民館などの社会教育施設における人権に関する学習機会の提供や、小地域懇談会等、地域住民が交流する活動を通じて、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んできました。今後も家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解と認識を深めるとともに、新たな社会情勢なども踏まえ、学習機会の一層の広がりを図るため、参加型学習など、学習者が主体的に参加できる学習スタイルを事業等に取り入れながら、学習内容や学習方法を工夫・改善していくことが必要です。
- 家庭や地域、職場等で人権教育を推進していくため、学習者の年代や理解度、到達度などに応じた教育を効果的に推進するために参加型学習や多様な体験活動、交流活動等を実践できる推進者を育成していくことが必要です。

【施策の基本的方向】

（1）家庭における人権教育の推進

家庭においては、子どもに生命の大切さや人権を守ることを家族が教えるなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、地域、PTAをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りながら、家庭で話し合ったり、学び合ったりできる体験活動など、家族で人権問題を学ぶ機会の提供に努めます。また、家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実を図ります。

(2) 地域における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、学習機会の提供や交流を促進する事業の推進など、市町村と連携し人権に関する地域社会の教育力の向上に努め、それぞれの世代が生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

(3) 学習内容・方法の工夫・改善

協力的な人間関係づくり、異なる立場・意見を有する人々と合意を形成し、問題解決を方向付け、共に行動することを促す参加型学習を積極的に取り入れます。

また、学習内容においては、普遍的な視点からの権利を基礎に据えた取組と、個別的な視点からの具体的な問題を基礎に据えた取組を効果的に組み合わせることで、人権についての理解を深めるとともに、人権をものさしとして家庭や地域における生活の中にある具体的な問題の発見や解決につながる学習となるように、P T A研修や小地域懇談会等の学習内容の工夫・改善に努めます。

(4) 推進者の育成

学習の参加者が意見交換や協働作業に活発に取り組み、参加者と共に学び、共に問題解決を志向したりする姿勢を身に付けた推進者を育成していくため、研修会や養成講座等の学習機会の一層の充実と情報の発信に努めます。

II 人権啓発

1 県民に対する啓発

【現状と課題】

- 県においては、人権意識の啓発を、県政だより、啓発冊子、ポスターの他、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアを活用した広報、講演会やシンポジウムの開催、N P O等民間団体への人権啓発活動の支援、体験研修の実施など、様々な手法を活用して進めています。
- 県民が人権を身近なものと感じることができるよう、演劇や演奏、映画など気軽に参加しやすい啓発を行うとともに、参加者が啓発活動の受け手として受動的な意識に止まることなく、自ら考え、行動する自発的、能動的態度に繋がるよう、ワークショップ等を取り入れた研修を行うなど、啓発手法の創意工夫に努めながら人権啓発を展開してきました。
- しかし、令和2（2020）年に実施した鳥取県人権意識調査では、過去5年間に人権に関する講演会や研修会等に「参加したことがない」と答えた人は過半数に達しています。理由としては、「講演会や研修会等が行われていることを知らなかった」や「忙しくて都合がつかなかった」ことが挙げられています。
- 同調査では、講演会等に参加したことがある人と参加したことがない人の比較から、講演会等への参加によって人権感覚や認識、人権意識（問題状況を変えようとする意欲や態度、自他の人権感覚を守るような実践行動）が高くなることや人権問題を理解するのに役立つものとして、新聞、テレビ・ラジオ、インターネットより、冊子・パンフレットや広報誌を上げる割合が高いことが確認されました。
- こうした傾向から、人権問題を正しく理解するためには、啓発物を活用したり講演会や研修会に参加することが重要です。

- 令和3（2021）年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正を行い、差別のない社会づくりを推進していくため、「県は差別行為を防止するために人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うこと」を規定しました。
- これに基づいて、県では、人権に関する啓発活動を一層強化するとともに、正しい知識に係る情報の県民への周知について、より効果的に行う必要があります。
- そして、県民一人ひとりが自身の課題として人権についての理解を深め、行動に結びつけていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

（１）効果的な啓発・情報提供

県民一人ひとりが自分自身の問題として人権問題を考えることができるよう、人権に係る研修・講習会等の効果的な情報発信を行うとともに、基本的な知識の習得、家庭、地域、学校、職場等における日常生活の身近な問題をテーマとするなど、効果的な啓発に努めます。

また、人権意識を高めるため、テレビや新聞などのマスメディアや県政だより、インターネットなどの多様な媒体を活用した啓発活動を行い、情報提供に努めます。

（２）効果的な啓発手法

（公社）鳥取県人権文化センター等と協力し、人権感覚を体得し人権意識を高める観点から、県民が主体的・能動的に参加できるよう、また差別に直面した時にしかるべき行動を起こすことができるよう「参加型学習」などの手法を取り入れた啓発を積極的に検討・推進します。

また、より多くの県民が啓発活動に触れることができるよう、インターネットやマスメディアなど多様な媒体を活用した手法を用いるとともに、積極的な情報提供に努めます。

2 企業への啓発

【現状と課題】

- 企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility、略称CSR）という考え方が広まる中、人権への配慮がますます重要となってきました。
- 平成23（2011）年、第17回国連人権理事会において全会一致で支持された「ビジネスと人権」に関する指導原則では、企業は人権を尊重する責務を果たすため、①人権方針の策定、②人権デュー・ディリジェンス（※）の実施、③救済メカニズムの構築を企業方針と手続きとして持つべきとされています。

※企業が人権への影響を特定し、予防し、軽減し、どのように対処するのかを説明するため、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信の実施等を行うこと

- 欧米では、企業が人権問題にどう向き合うかが問われており、調達先を含む強制労働や児童労働に対する消費者や投資家の関心の高まり、法整備などルール作りが進んでおり、新疆ウイグル自治区における強制労働等人権侵害について、関係の深い日本企業も対応を迫られています。
- 令和2（2020）年、国はSDGsで掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組の1つとして「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）を策定し、人権を尊重した行動をとるよう企業に求めています。

- また令和元（2019）年の「労働施策総合推進法」の改正により、パワーハラスメント（パワハ

ラ)に対する防止措置が事業主の義務となるなど、職場におけるハラスメント対策が強化されました。(中小企業への義務化は令和4年4月から)

○令和3(2021)年、「障害者差別解消法」が一部改正され、民間事業主による合理的配慮の提供が努力義務から義務へと改められました。改正後の法の運用が適切に行われるよう、地域協議会の開催や民間事業者等への制度の周知・啓発などの各種取組に努めています。

○本県の取組として、従業員10人以上の企業等に対し、公正採用選考人権啓発推進員の設置を要請しており、企業等ではその推進員が中心となって、同和問題をはじめとする人権課題に対する啓発や研修の実施などの取組が進められています。

また、企業等で構成する「人権啓発企業連絡会」等は、人権問題解決に向けた会員企業等に対する研修や啓発資料の配布などを実施しています。

○鳥取県人権意識調査(令和2年5月)によると、過去5年間に差別や人権侵害を受けたと答えた人がある人は15.8%で、その内職場での嫌がらせやいじめを受けたことがあると答えた人は47.1%と、依然として企業等においてハラスメントなどの人権侵害が発生しているとみられるのが現状です。

○企業活動は社会に大きな影響を及ぼすことから、企業においても差別のない一人ひとりの人権が尊重される職場づくりに取り組むことが求められており、このためには、まず事業主等が先頭に立って、幹部や従業員に対する人権教育・人権啓発を積極的に進めていくことが必要です。

○宅地建物取引の場で、障がいがあることなどを理由に入居を断られる入居差別や同和地区内の物件かどうか問い合わせたり、情報を提供したりする土地差別等が生じており、県では「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針」を策定し、この解決に向けた取組を推進しています。

【施策の基本的方向】

(1) 事業主等への人権啓発

企業には、その社会的責任として、国籍、性別、性自認、障がい、感染症等の病気、それぞれの従業員の属性や介護などの状況の多様性を尊重し、個性や能力を活かしながらともに働くことができる職場づくりが強く求められています。企業において、このような多様性が尊重され、誰もが安心して働くことができる人権が尊重される職場づくりが進むよう、事業主及び幹部に対する啓発をより一層強化し、人権意識の高揚を図ります。

また、「ビジネスと人権」に関する情報提供等により、企業の「人権デュー・ディリジェンス」の取組の促進を図ります。

企業において多様な属性や状況に対する差別の解消や社会的障壁の除去が進むよう、「職業安定法」、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」、「女性活躍推進法」、「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」等の関連法の周知を図るとともに、国、県、市町村、(公社)鳥取県人権文化センター等の各機関が連携を図りながら、企業等の人権尊重の取組を推進します。

宅地建物取引業者の人権意識の高揚を図るため、関係機関、業界団体と連携・協力し、県及び業界団体が実施する研修会、講演会等あらゆる機会を通じて啓発を行います。

(2) 公正採用選考に関する取組

人権に関する意識の向上を図り、また就職の機会均等等を図るため、企業や鳥取労働局と連携・協力して公正採用選考人権啓発推進員の設置を県内企業に働きかけ、事業所内での人権教育・啓発に取り組む体制づくりを推進しています。

3 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発

【現状と課題】

- 人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象とした啓発を行い、人権意識を高めていくことが重要ですが、特に、人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる公務員や医療・保健関係者等に対する人権教育・啓発の推進が必要です。

【施策の基本的方向】

ア 医療・保健関係職員

医療保健関係職員の業務遂行にあたっては、インフォームド・コンセント(※)の徹底やプライバシーへの配慮、個人情報の保護など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、患者の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

※「インフォームド・コンセント」とは、患者や家族が病気や治療方法を医師から十分な説明を受け、正しく理解し納得したうえで、信頼関係に基づき医療が提供されることをいう。

イ 福祉関係職員

福祉関係職員の業務遂行にあたっては、個人のプライバシーへの十分な配慮や人権尊重の意識に基づいた行動が必要であり、権利行使の支援や、虐待の防止及び虐待への適切な対応等、子ども・高齢者・障がいのある人・生活困窮者等の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

ウ 教職員

教職員の言動は、将来を担う児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼします。従って、教職員は、児童生徒の人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につけるために研鑽を積むことが求められます。

このため、教職員のキャリアに応じた研修、授業研究会等の機会を整備し、教職員の主体的な取組を引き出せるよう参加型学習を積極的に取り入れるなど、内容を充実させ、教職員に必要な資質・能力の育成に努めます。

エ 行政職員

行政職員の業務は多岐の分野にわたり、住民と深い関わりをもっています。

行政に携わるすべての職員が人権について正しく理解し、人権の尊重が行政の根幹であることを自覚して職務を遂行することが必要です。

このため、新規採用職員や新任管理・監督者等を対象とした研修や職務内容に応じた研修の充実を努めます。

また、地域社会の一員として人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うことを目的に、市町村・民間団体等の行う講演会や研修会等への参加を促します。

さらに、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務を定めた「障害者差別解消法」に基づいて制定した鳥取県職員行動規範を遵守するなど、行政職員とし

て適切な対応に努めます。

オ 警察職員

警察職員の業務は、個人の生命・身体や財産を保護し、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持にあたるなど多岐の分野にわたり、住民に深いかかわりを持っていることから、人権について正しく理解し、人権を尊重して職務を遂行することが必要です。

このため、あらゆる人の人権に配慮した職務を遂行できるよう、研修の充実に努めます。

カ 消防職員

消防職員の業務は、救急業務、救助活動など住民の生命と財産を守る重要な役割を担っており、県民の日常生活に密接に関わることから、消防職員は人権を尊重した活動が求められます。

このため、消防学校、各所属（消防局、署）において、人権に対する正しい理解と認識を深めるための研修の充実に努めます。